

議事要旨(1) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る借手の会計上の取扱い

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手のリースの会計上の取扱いの検討の状況について説明があり、これに続き、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料〔審議事項(1)〕に基づき、同スキームの内容についての説明、及び同スキームに係る借手の会計上の取扱いに関する実務対応報告案について詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、実際の変動リース料が当初想定していた稼働量に基づく変動リース料と大幅に異なる場合には、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの区分を見直すことにするほうが適切な会計処理がなされることを確保できるのではないかと質問がなされた。
これに対し事務局からは、事後的にファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの区分を見直す際に、例えば、現在価値基準のパーセントを算出のための、分子だけでなく、分母についても再度見積る必要を生じ得るなど実務上煩雑になると考えられるため、実務対応報告案では当該区分の見直しを行うのを契約内容が変更された場合に限定しているとの回答があった。
- 同委員より、実務対応報告案に関して、変動リース料に係る稼働計画書の変更とリースの契約内容の変更とがどのような関係になるのか整理が必要であるのではないかと意見が述べられた。
- ある委員より、実務対応報告案では、本リース・スキームについても、他のリース取引と同様に、ファイナンス・リース取引に該当するか否かの判断は、リース取引に関する会計基準の適用指針第 9 項に従う旨の記載があるが、同項を参照してしまうと、同適用指針においてファイナンス・リース取引の判定に数値基準を適用するのが原則であるとの誤解を招く可能性があるため、ファイナンス・リース取引の判定基準の本来の原則である同適用指針第 5 項も、第 9 項とともに、参照するような記載にしてはどうかとの意見が述べられた。
これに対し事務局からは、同適用指針第 5 項への参照も記載することを検討する旨の回答があった。
- ある委員より、実務対応報告案では、変動型又はハイブリッド型のリース取引がオペレーティング・リース取引と判定された場合の解約不能の未経過リース料の注記

における変動リース料の未経過分の見積り額について、リース開始時は、稼働計画書に記述された合理的な想定稼働量を基礎として算定することになると考えられる旨の記載があるが、当該見積り額を稼働計画書に記述された合理的な想定稼働量を基礎として見積るのは、見積りの合理性の担保という観点からは、リース開始後も同様であると考えられるため、リース開始時に限定する必要はないのではないかという質問がなされた。

これに対し事務局からは、リース開始後においては、当該見積り額は、稼働計画書に記述された合理的な想定稼働量を用いて算定される金額と必ずしも一致するとは限らないため、当該見積り額は、リース開始時においては、稼働計画書に記述された合理的な想定稼働量を基礎として算定することになると考えられる旨の記載としているとの回答があった。

最後に、西川委員長より、企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会で頂いた意見を踏まえ、事務局で引き続き実務対応報告の検討を進めていく旨の説明がなされた。

以 上